

(外交防衛委員会)

専門機関の特権及び免除に関する条約の附属書 XV の締結について承認を求めるの件 (閣条第三

号) (先議) 要旨

専門機関の特権及び免除に関する条約 (以下「条約」という。) は、国際連合と連携関係を有する各種の専門機関に特権及び免除を与えること等を規定するものであり、国際連合の特権及び免除に関する条約に基づき国際連合が享有する特権及び免除と各種の専門機関が享有する特権及び免除とをできる限り統一するため、一九四七年 (昭和二十二年) に第二回国際連合総会において作成された。

条約は、本文において、専門機関、その加盟国の代表者、その職員等が享有する標準的な特権及び免除を規定するとともに、各種の専門機関ごとに作成される附属書において、当該専門機関にこれらの規定を修正して適用する場合におけるその修正の内容を規定している。我が国は、一九六三年 (昭和三十八年) に条約に加入し、附属書 I から附属書 XIV まで (我が国が加入書において指定しなかった国際避難機関 (一九五二年 (昭和二十七年) に解散) について規定する附属書 X を除く。) に規定する専門機関に関し、条約に基づく特権及び免除を付与している。

世界知的所有権機関（以下「WIPO」という。）は、一九七〇年（昭和四十五年）に設立され、一九七四年（昭和四十九年）に国際連合と連携関係を有する専門機関となった。

この附属書XVは、一九七七年（昭和五十二年）十月にジュネーブで開催されたWIPOの調整委員会第十一回会合において作成されたものであり、条約の規定を次のとおり修正した上でWIPOに適用することを内容とするものである。

一、専門機関の事務局長に与えられる特権及び免除は、WIPOの事務局次長にも与えられる。

二、専門家に与えられる特権及び免除

1 WIPOのための任務を遂行する専門家は、不逮捕特権、訴訟手続の免除、文書の不可侵等、一定の特権及び免除を与えられる。

2 特権及び免除は、WIPOの利益のために専門家に与えられるものであって、専門家個人の一身上の便宜のために与えられるものではない。